

平成27年12月16日（水曜日）

議事日程第4号

平成27年12月16日（水曜日）午前10時開議

- 第1. 議案の訂正について
- 第2. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第196号 1件
- 第3. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第4. 委員長審査報告
- 第5. 議案第157号 由利本荘市空き公共施設利活用促進条例の制定について
- 第6. 議案第158号 由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第7. 議案第159号 由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第8. 議案第160号 由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第161号 由利本荘市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第162号 由利本荘市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第163号 由利本荘市老人福祉施設条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第164号 由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第165号 由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第166号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第167号 由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第168号 由利本荘市郷土資料館条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第169号 由利本荘市本荘生活改善センター条例を廃止する条例案
- 第18. 議案第170号 物品（全身用X線CT装置）購入契約の締結について
- 第19. 議案第171号 由利本荘市道路線の認定について
- 第20. 議案第172号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第21. 議案第173号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第22. 議案第174号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第23. 議案第175号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第24. 議案第176号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第25. 議案第177号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第26. 議案第178号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第27. 議案第179号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第28. 議案第180号 平成27年度由利本荘市一般会計補正予算（第11号）

- 第 29. 議案第 181 号 平成 27 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 30. 議案第 182 号 平成 27 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 31. 議案第 183 号 平成 27 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 32. 議案第 184 号 平成 27 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 33. 議案第 185 号 平成 27 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 34. 議案第 186 号 平成 27 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 35. 議案第 187 号 平成 27 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 36. 議案第 188 号 平成 27 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 37. 議案第 189 号 平成 27 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 38. 議案第 190 号 平成 27 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 39. 議案第 191 号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 40. 議案第 192 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 41. 議案第 193 号 平成 27 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 12 号）
- 第 42. 議案第 194 号 平成 27 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 43. 議案第 195 号 平成 27 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 44. 議案第 196 号 （仮称）由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事請負契約の締結について
- 第 45. 請願第 3 号 TPP 交渉に関する意見書提出についての請願
- 第 46. 陳情第 13 号 必要な医療・介護が受けられ安心して暮らせる年金制度など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情
- 第 47. 陳情第 14 号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出についての陳情
- 第 48. 陳情第 16 号 憲法違反の安全保障関連法を廃止するよう関係機関への意見書提出を求める陳情

本日の会議に付した事件
議事日程第 4 号のとおり

出席議員（25人）

1番	鈴木和夫	2番	村上亨	3番	伊藤岩夫
4番	今野英元	5番	佐々木隆一	6番	三浦晃
7番	梶原良平	8番	湊貴信	9番	渡部聖一
10番	伊藤順男	11番	高橋信雄	12番	佐藤徹
13番	吉田朋子	14番	高野吉孝	15番	渡部専一
16番	大関嘉一	17番	高橋和子	18番	長沼久利
19番	佐藤賢一	20番	土田与七郎	21番	三浦秀雄
23番	佐々木慶治	24番	佐藤讓司	25番	佐藤勇
26番	井島市太郎				

欠席議員（1人）

22番	渡部功
-----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	石川裕
副市長	小野一彦	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	阿部太津夫
企画調整部長	原田正雄	市民生活部長	村上祐一
健康福祉部長	太田晃	農林水産部長	三浦徳久
商工観光部長	真坂誠一	建設部長	佐々木肇
由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松永豊	由利総合支所長	熊谷甚悦
大内総合支所長	戸賀瀬裕晃	西目総合支所長	佐々木政徳
鳥海総合支所長	高橋建	教育次長	大滝朗
消防長	畠山操		

議会事務局職員出席者

局長	鈴木順孝	次長	鎌田直人
次長	佐々木紀孝	書記	小松和美
書記	高橋清樹	書記	佐々木健児

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

22番渡部功君より欠席の届け出があります。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。

このたび、市長より議案訂正の申し出及び議案の追加提出がありましたので、議会運

営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

市長より、議案の訂正理由の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

今定例会におきましては、各提出議案について慎重な御審議をいただいておりますが、議案第180号一般会計補正予算（第11号）において、内容の一部を訂正させていただきたく願いますのであります。

第2表地方債補正のうち、防災公園整備事業について、補正前の限度額を1億400万円から6億1,100万円に、補正後の限度額を1億890万円から6億1,590万円に変更するため、原案の一部を訂正しようとするものであります。

これは、予算書作成に当たり誤った数字を転記したことによるものであり、いま一度チェック体制を精査し、万全を期すよう指示したところであります。

議員の皆様には、大変御迷惑をおかけいたしまして、心からおわび申し上げますとともに、議案訂正につきましてよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、議案の訂正理由の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第180号一般会計補正予算（第11号）の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第196号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、契約締結案件1件であります。

議案第196号（仮称）由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事請負契約の締結についてであります。これは由利本荘総合防災公園に建設するアリーナについて、佐藤・村岡・長田特定建設工事共同企業体と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

以上が本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第196号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....
午前10時05分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第196号を議題として、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、総合防災公園整備特別委員会に審査を付託いたします。

この際、訂正議案及び追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、これより議案第157号から議案第196号までの40件、請願第3号、陳情第13号、陳情第14号及び陳情第16号の4件の計44件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってから、これを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【総務常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○総務常任委員長（大関嘉一君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係4件、補正予算5件、その他2件、陳情1件の計12件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第157号空き公共施設利活用促進条例の制定についてであります。これは用途廃止した公共施設を有効活用するとともに、地域の振興及び雇用創出を図るため、新たに条例を制定しようとするものであります。

この条例の内容であります。当該施設の貸付料を、申請に基づき行政財産使用料や普通財産貸付料に比較して大幅に減額するものであり、貸付料の年額を固定資産評価額の100分の1とするもので、平成28年4月1日に施行するものであります。

次に、議案第158号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。これはマイナンバー法の定めに基づき、独自利用事務及び法定利用事務における本市の機関での情報連携等を可能にするため、新たに条例を制定しようとするものであり、平成28年1月1日に施行するものであります。

次に、議案第159号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは特別顧問の業務内容の変更に伴い、報酬額を130万円から150万円とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第191号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは庁舎の耐震改修にあわせて行った市長室等の工事について、議会初め市民の皆様にご心配をかけたことから、市長については10分の1、2カ月、総務部担当副市長については10分の1、1カ月、それぞれ給料月額を減額するものであります。

以上の御報告いたしました条例の制定及び一部改正につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、議案第191号については、「議決を要しないものであり、これまでの経過等について、市長みずから丁寧な説明することで理解が得られたのではないか」、「ユニットバスの設置が新聞やテレビをにぎわしたことを反省し、みずから減給処分とするものであり、致し方ないものではないか」などの意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第172号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これにつきましては、今年度末で指定期間が満了となる川口コミュニティセンターについて、選考委員会の審議結果に基づき、平成28年4月1日から4カ年、指定を更新しようとするものであります。

次に、議案第192号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これにつきましては、文化交流館カダーレについて、選考委員会の審議結果に基づき、平成28年4月1日から4カ年、一般社団法人カダーレ文化芸術振興会を指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、御報告いたしました指定管理者の指定につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、議案第192号については、通常審査の後に、指定管理予定者を参考人として出席を求め、去る12月11日に文化交流館カダーレにおいてさらなる審査を行っております。その審査の際には、「指定管理への移行を機会に、利用者へのサービスや利便性の向上を図っていただきたい」、「市民目線での柔軟性のある管理運営を大いに期待する」、「地元雇用や駅前のにぎわい創出に尽力してほしい」などの意見がありましたことを申し添えます。

続いて、補正予算の案件であります。

初めに、議案第180号一般会計補正予算（第11号）についてであります。当常任委

員会に審査付託になりましたのは、歳入12款、14款から16款、18款、19款、21款、歳出1款、2款、9款及び地方債の変更であります。

歳入の12款分担金及び負担金では、子吉財産区、石沢財産区及び矢島土地改良区総代選挙費負担金の減額、14款国庫支出金では、選挙権年齢が18歳以上となることに伴う選挙人名簿システム改修費補助金の措置、15款県支出金では、お互いさまスーパー創設事業費補助金の措置、16款財産収入では、土地及び立木売払収入の増額、18款繰入金では、ふるさとさくら基金及び地域雇用創出推進基金からの繰入金の増額及び減額、19款繰越金では、歳出に係る一般財源分としての増額のほか、21款市債では、庁舎等整備事業債を増額しようとするものであります。

歳出では、全般にわたり、職員等の人件費において、負担金率の改定により共済費が増額となっておりますが、その他のものを御報告いたします。

1款議会費では、旅費及び印刷製本費の増額、2款総務費では、時間外勤務に係る職員手当、市広報のページ数増加に伴う印刷費、生活バス路線等維持費補助金の増額、大内総合支所イントラネット伝送路敷設工事費、お互いさまスーパー創設事業費補助金の措置、人間ドック受診助成金、由利総合支所の中型バス購入に係る請負差額、子吉財産区、石沢財産区及び矢島土地改良区総代選挙事務費の減額などであり、9款消防費では、時間外勤務手当の増額が主なものであります。

地方債では、庁舎等整備事業、道路改良事業及び防災公園整備事業など8事業に係る起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第185号情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、一般会計繰入金、前年度繰越金、落雷及び火災被害の保険収入の増額、有線放送視聴料及び事業債の減額、歳出では、伝送路保守管理委託料、IP音声告知端末機器等購入費、納付消費税の増額及びケーブルモデムセンター装置更新工事の請負差額の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ19万9,000円減額し、補正後の予算総額を5億5,532万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第193号一般会計補正予算（第12号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款及び歳出2款であります。

歳入19款繰越金では、歳出に係る一般財源分として870万円の増額であり、歳出2款総務費では、情報センター及び地域情報化事業の両特別会計への繰出金を290万円増額するものであります。

次に、議案第194号情報センター特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では、一般会計繰入金の増額及び施設等の破損に対する保険収入の増額、歳出では、支障移転や幹線修繕費の増額であり、歳入歳出それぞれ435万4,000円増額し、補正後の予算総額を5億5,967万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第195号地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、一般会計繰入金の増額、歳出では、伝送路の支障移転修繕費の増額であり、歳入歳出それぞれ230万円増額し、補正後の予算総額を8,900万6,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。議案第180号にお

いて、議案の訂正に至ったことについては、「確認作業を怠ったことにより発生したものであり、今後の事務処理については遺漏がないようにされたい」との発言がありましたので申し添えます。

最後に、陳情についてであります。

陳情第16号憲法違反の安全保障関連法を廃止するよう関係機関への意見書提出を求める陳情についてであります。これは立憲主義、民主主義、平和主義を回復するため、政府及び関係行政官庁に対して意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情につきましては、「不採択とすべき」との意見もありましたが、「世論の動向も見きわめる必要もある」などの意見があり、結果、なお審査の要ありとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番湊貴信君。

【教育民生常任委員長（湊貴信君）登壇】

○教育民生常任委員長（湊貴信君） 教育民生常任委員会の審査結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係6件、契約関係1件、補正予算6件、その他3件及び陳情2件の計18件であります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

最初に、条例関係であります。

議案第160号手数料条例の一部を改正する条例案は、住民基本台帳カードにかわり、いわゆるマイナンバー制度の施行による個人番号カードの発行開始に伴い、再交付手数料についての規定を整備するため、平成28年1月1日を施行期日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第161号税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、地方税法施行規則等の一部改正に伴い、マイナンバー制度における法人番号に係る規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第162号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除が適用される資産の取得期限を2年間延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第163号老人福祉施設条例の一部を改正する条例案は、平成28年4月1日から老人福祉施設の管理を指定管理者が行うことに伴い、地域包括支援センターを市直営とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第168号郷土資料館条例の一部を改正する条例案は、施設老朽化に伴い、ゆりの里郷土資料館を閉館するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第169号本荘生活改善センター条例を廃止する条例案は、施設老朽化に伴い、本荘生活改善センターを閉館するため、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の条例関係の案件については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第170号物品（全身用X線CT装置）購入契約の締結については、鳥海診療所の設備として、丸本器械株式会社本荘営業所と2,656万8,000円で全身用X線CT装置の購入契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

指定管理者として、議案第173号では、松ヶ崎老人憩の家について地縁団体松ヶ崎共済会を、議案第179号では、滝地区コミュニティセンターについて滝町内会を、羽広地区コミュニティセンターについては羽広立寄協議会を、それぞれ平成28年度から平成37年度までの期間で、また議案第178号では、本荘公園大手門温水プール遊泳館について株式会社サンアメニティを、平成28年度から平成31年度までの期間で指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

初めに、議案第180号一般会計補正予算（第11号）において、当常任委員会が審査いたしましたのは、歳入13款から15款、17款、18款、20款、21款、歳出2款から5款、7款及び10款であります。

歳入13款使用料及び手数料は、幼稚園保育料の追加が主なものであります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、保険基盤安定制度、障がい者自立支援給付費及び保育所運営費負担金の追加が主なものであります。

17款寄附金は、ジュニアアスリート応援寄附金の追加であり、18款繰入金は医師確保奨学資金貸付基金繰入金の減額であります。

20款諸収入は、平成26年度介護給付費等に係る広域市町村圏組合分担金精算金の追加及び地域支援事業受託収入の減額が主なものであります。

21款市債は、福祉医療拡大事業債及び社会教育施設整備事業債の追加が主なものであります。

次に、歳出であります。人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

2款総務費は、軽自動車税や個人住民税の制度改正に伴うシステム改修委託料の追加であります。

3款民生費は、1項社会福祉費において、国民健康保険特別会計への繰出金のほか、除雪を援助する軽度生活援助や、福祉医療支給事業及び障がい者総合支援費の追加であります。

2項児童福祉費では、本荘地域の放課後児童対策事業費及び保育所入所措置事業費の追加であり、3項生活保護費では、平成26年度国庫負担金等精算還付金の追加であります。

4款衛生費は、1項保健衛生費において、医師確保奨学資金貸付事業費の減額及びピロリ菌抗体検査委託料の追加であり、2項清掃費では、仁賀保一般廃棄物最終処分場分担金の減額であります。

5款労働費は、矢島勤労青少年ホームにおける上下水道料など管理費の追加であり、7款商工費は、消費者保護対策事業費における社会保険料の減額であります。

10款教育費は、1項教育総務費において、大内統合小学校の開校準備関係費の追加及

びスクールバス運行委託料の減額であります。

2項小学校費では、学校検診手数料減額のほか、各小学校の維持補修事業費や備品購入費、児童就学援助事業費の追加、3項中学校費では、各中学校の設備補修事業費や生徒就学援助事業費の追加、また4項幼稚園費では、西目幼稚園の臨時職員賃金の追加であります。

5項社会教育費では、本荘生活改善センター解体工事費、6項保健体育費では、体育館、スキー場、プール及び給食施設等管理費の追加であります。

次に、議案第181号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入では、交付額確定による福祉医療基盤強化補助金及び制度改正に伴う保険基盤安定分の一般会計繰入金の追加、歳出では、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ1億979万3,000円を追加し、総額を113億9,151万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第182号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入では、過年度分保険料還付金及び還付加算金、歳出では、後期高齢者医療保険料の減額更正の取り扱い変更による過年度分保険料還付金及び還付加算金の追加であり、歳入歳出それぞれ80万9,000円を追加し、総額を7億5,074万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第183号診療所運営特別会計補正予算（第3号）は、歳入では、各診療所の診療収入、歳出では、医薬材料費及び診療業務委託料の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ532万7,000円を追加し、総額を4億1,189万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第184号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）は、歳入では、診療収入、歳出では、薬剤師の勤務日数増による報償費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、総額を1,105万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第186号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入では、繰越金追加のほか、利用者増による居宅介護サービス計画費収入の追加及び介護報酬単価改定による施設介護サービス費収入の減額、歳出では、職員人件費の補正が主なものであり、歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、総額を7億4,465万円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の補正予算については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第13号必要な医療・介護が受けられ安心して暮らせる年金制度など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情は、医療、介護の保険料と自己負担の引き下げや施設確保、最低保障年金の創設などについて、関係機関に対して意見書の提出を求める陳情であります。なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第14号介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出についての陳情は、介護保険施設の人員配置基準を利用者3人に介護職員1人から、2人に1人にするなど、介護現場で働く労働者の処遇改善について、関係機関に対して意

見書の提出を求める陳情であります。審査の過程において委員より、「介護従事者の処遇改善は必要であり、採択すべき」との意見がありましたが、「陳情の趣旨は認めるものの、人員配置基準の見直しによる国庫負担の財源等の課題もある」との意見もあり、採決の結果、趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。26番井島市太郎君。

【産業経済常任委員長（井島市太郎君）登壇】

○産業経済常任委員長（井島市太郎君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係2件、補正予算1件、その他3件、請願1件の計7件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付いたしております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第164号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは公の施設の見直し計画に伴い、大内地域の中帳集会施設を用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、用途廃止する施設については、今後、中帳町内会へ譲渡を予定するものであります。

次に、議案第165号工場等立地促進条例の一部を改正する条例案であります。これは適用工場の対象に流通関連施設を加えるなど、県制度と認定基準の整合を図り、関連する法令の改正などにあわせて条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第174号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは今年度中で指定期間が満了となる本荘、由利、大内地域の各町内等の集会施設及び本荘地域の五峰苑について、選定委員会での審査結果に基づき、下万願寺町内会ほか18の自治組織及び地縁団体赤田町内会を指定管理者として、期間満了日翌日から、五峰苑については4カ年、それ以外の施設については10カ年指定しようとするものであります。

続いて、議案第175号も公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは今年度末で指定期間が満了となる矢島、本荘、由利、大内、鳥海、由利地域の各施設について、選定委員会での審査結果に基づき、本荘由利森林組合ほか各地域の30の自治組織を指定管理者として、期間満了日翌日から10カ年指定しようとするものであります。

続いて、議案第176号も公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは今年度末で指定期間が満了となる商工観光部所管の温泉施設について、鶴舞温泉及び本荘公園休憩施設については株式会社東北ダイケン秋田支店に、鳥海荘についてはあかつき観光サービス株式会社に、石脇コミュニティセンター及び温泉休養施設ふれあい交流施設については株式会社ぱいんすば新山を選定委員会での審査結果に基づき、それぞれ指定管理者として期間満了日翌日から4カ年指定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の公の施設の指定管理者の指定につきましては、条

例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第180号一般会計補正予算（第11号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、14款から16款、21款、歳出では5款から7款であります。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、戦略作物生産拡大基盤整備促進事業分担金の追加であります。

14款国庫支出金につきましては、みちのく真田ゆかりの地事業に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の追加であります。

15款県支出金につきましては、周年園芸普及拡大対策事業費補助金の減額であります。

16款財産収入につきましては、ゆり高原ふれあい農場における家畜売却収入の追加であります。

21款市債につきましては、県営戦略作物生産拡大基盤整備促進事業債の追加が主なものであります。

続いて、歳出であります。人件費以外の主な部分について御報告申し上げます。

5款労働費、1項労働諸費につきましては、国からの交付金である地域住民生活等緊急支援交付金事業費との調整により、今年度当初予算で重複した職業紹介事業費の減額及び今後の増加が見込まれる新規雇用奨励助成金の追加であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、農業委員会事務費における予算の組み替え補正が主なものであります。

3目農業振興費では、事業の中止に伴う周年園芸普及拡大対策事業費補助金、利子補給額確定に伴う稲作収入緊急支援資金利子補給補助金の減額が主なものであります。

4目農業施設費では、本荘地域の五峰苑における燃料費や大内地域の都市農村交流センターの光熱水費増加に伴う需用費、鳥海農産物加工施設pH中和装置の経年劣化に伴う修繕に係る経費の追加であります。

6目畜産業施設費では、大内有機センターの電気料増加による需用費のほか、ゆり高原ふれあい農場及び周辺の桜の木に係るテングス病対策として、枝の剪定作業のための委託料の追加であります。

7目農地費では、西目発電所更新事業の補助対象事業費の変更に伴う土地改良施設維持管理適正化事業補助金の減額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、大内、西目地域のふれあいの森整備事業費の精算見込みによる委託料の追加及び工事請負費の減額が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、1目商工総務費では、商工事務費における予算の組み替え補正が主なものであります。

3目工業振興費では、雇用奨励金の適用増加見込みに伴う企業誘致促進事業費の追加であります。

5目観光費では、歳入でも触れておりますが、NHK大河ドラマ「真田丸」の放送を機に、宮城県白石市、蔵王町及び本市において連携し観光事業の振興を図るみちのく真田ゆかりの地事業負担金の追加のほか、国からの交付金である地域住民生活等緊急支援

交付金事業費との調整により、今年度当初予算で重複したまると売り込み事業に係る経費の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、各観光施設及び道の駅施設における光熱費の増加に伴う需用費の追加のほか、鳥海荘改修に係る工事請負費の減額が主なものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願についてであります。

請願第3号T P P交渉に関する意見書提出についての請願であります。これはT P P大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること、国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印・批准は行わないことの2項目について、意見書を国に提出することを求めるものであります。

慎重に審査した結果、T P P大筋合意による関税撤廃などの農林水産業への影響については、国の今後の対策や農家への支援策などを見きわめるため、さらに調査・研究すべきものとの意見があり、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。9番渡部聖一君。

【建設常任委員長（渡部聖一君）登壇】

○建設常任委員長（渡部聖一君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係2件、補正予算6件、その他2件の計10件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件について御報告申し上げます。

議案第166号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案及び議案第167号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてであります。これらは由利地域の市営住宅滝沢館団地で利用される集会施設の新築により条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第171号市道路線の認定についてであります。これは本荘地域における開発行為に伴い、新たに設置された路線及び寄附受納した路線、また由利地域の前郷地区における道路改良事業により新たに設置される路線について、それぞれ認定しようとするものであります。

次に、議案第177号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは指定管理者の指定期間が今年度末に満了となる本荘地域の松涛会館及び矢島地域の矢島地域交流会館について、選定委員会での審査の結果に基づき、指定期間満了後から10年間指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

続いて、各会計の補正予算であります。人件費以外の主な部分について御報告申し上げます。

初めに、議案第180号一般会計補正予算（第11号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、20款及び21款、歳出では4款、8款及び11款

であります。

歳入において、14款国庫支出金では、交付額決定による社会資本整備総合交付金の減額、20款諸収入では、2月13日の暴風雨により被災した松涛団地の修繕に係る住宅災害見舞金の追加、21款市債では、事業費の精算見込みによる道路改良事業債及び除雪センター整備事業債の減額であります。

歳出において、4款衛生費、2項清掃費では、浄化槽設置基数の実績見込みにより、浄化槽設置事業費を追加しようとするものであります。

3項水道費では、簡易水道事業特別会計繰出金の減額が主なものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費では、社会資本整備総合交付金の交付額決定による橋梁点検事業費の追加並びに街路灯管理整備事業費、除雪センター等管理事業費及び道路改良事業費の減額のほか、街路灯の光熱水費及び除雪機械修繕料の追加が主なものであります。

3項河川費では、本荘地域の普通河川金洗川の洲ざらいに要する経費を追加しようとするものであります。

5項都市計画費では、公園施設長寿命化対策支援事業の交付額決定に伴う工事請負費及び街路交通調査費補助金の交付額決定に伴う委託料の減額が主なものであります。

6項住宅費では、公営住宅管理費における修繕料の追加及び申請者の減による住宅リフォーム助成事業費の減額が主なものであります。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、矢島地域の市道新荘軽井沢線の地すべり災害の復旧に向けた調査測量設計委託料の追加が主なものであります。

次に、議案第187号下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入では、繰越金の追加及び市債の減額であります。

歳出では、1款総務費において、西目浄化センター余剰汚泥ポンプ取替修繕に係る特定環境保全公共下水道事業費の組み替えが主なものであります。

4款公債費では、借入利率の確定による元金の追加及び利子の減額であります。

5款予備費では、予備費の追加であります。

歳入歳出それぞれ489万1,000円を追加し、総額を28億3,226万1,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、特別措置分の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第188号集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入では、交付金額決定による農業集落排水事業費補助金及び下水道事業債の減額並びに繰越金の追加であります。

歳出では、1款総務費において、各処理施設の光熱水費の追加のほか、大内地域芦刈処理場ブロインバーターの取替修繕料の追加が主なものであります。

2款事業費では、交付金額決定による東由利地区事業費の設計業務委託料及び工事請負費の減額が主なものであります。

4款公債費では、借入利率の確定による元金の追加及び利子の減額であります。

歳入歳出それぞれ3,947万9,000円を減額し、総額を22億1,279万6,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第189号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入では、一般会計繰入金の減額並びに岩城地域の国道341号改良事業による水道管移設工事実施設計業務委託に係る補償費及び市債の追加であります。

歳出では、1款総務費において、大内軽井沢配水場のテレメーター及び大内第2浄水場の塩素注入器修繕費の追加並びに集落排水事業の東由利地区事業費の減額に伴う工事請負費の減額が主なものであります。

2款施設整備費では、岩城地域の国道341号改良事業による水道管移設工事実施設計業務委託料の追加並びに大内第3簡易水道整備事業の実績見込みによる委託料及び工事請負費の減額が主なものであります。

5款予備費では、予備費の追加であります。

歳入歳出それぞれ114万8,000円を減額し、総額を15億8,695万7,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、簡易水道事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第190号ガス事業会計補正予算（第2号）であります。

これは、本荘工業団地新工場へのガス供給設備関連工事に要する経費を追加し、また石脇地区における下水道工事の事業実施区域変更に伴い、工事負担金を減額しようとするものであります。

ガス事業費用における資本的収入の予定額を291万8,000円追加し、総額を1億2,700万1,000円に、資本的支出の予定額を1,365万1,000円追加し、総額を4億5,263万5,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第193号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款土木費であります。

これは、5項都市計画費において、昭和33年に築造された本荘公園連絡橋について、老朽化に伴い12月4日から通行どめの措置をとっているところではありますが、撤去に向けた設計業務委託料を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました全10件の付託案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、総合防災公園整備特別委員長の報告を求めます。24番佐藤讓司君。

【総合防災公園整備特別委員長（佐藤讓司君）登壇】

○総合防災公園整備特別委員長（佐藤讓司君） 総合防災公園整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、契約関係1件、補正予算1件の計2件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第180号一般会計補正予算（第11号）についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款及び21款、歳出では2款及び8款であります。

まず、歳入であります。14款国庫支出金では、事業費確定により社会資本整備総合交付金を減額、21款市債では、防災公園整備事業債を増額しようとするものであります。

次に、歳出であります。2款総務費におきましては、1項総務管理費で、今後スポーツを活用した地域振興に取り組むに当たり、市民を初め各種団体等を対象としたスポーツツーリズムと地域振興に関する講演会の開催に係る報償費を追加しようとするものであります。

8款土木費においては、5項都市計画費において、国の補正予算採択により今年度当初予算で重複した事業費として、総合防災公園造成工事に係る工事請負費を減額しようとするものであります。

最後に、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

議案第196号（仮称）由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事請負契約の締結についてであります。同工事はスポーツと防災、そして地域コミュニティ機能の複合型交流拠点として、国療跡地に（仮称）由利本荘総合防災公園アリーナを建設しようとするものであります。

事業期間は平成30年度までの4カ年であり、条件つき一般競争入札の結果、佐藤・村岡・長田特定建設工事共同企業体、代表者、佐藤工業株式会社東北支店と81億4,860万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

当該共同企業体の出資比率につきましては、佐藤工業株式会社東北支店が55%、村岡建設工業株式会社及び長田建設株式会社がそれぞれ22.5%となっており、また請負契約額の年度割金額につきましては、平成27年度9億4,284万円、平成28年度20億1,960万円、平成29年度23億9,976万円、平成30年度27億8,640万円を支払い限度額として契約するものであります。

なお、委員より長期にわたる工事のため、安全な作業に努めてもらいたい旨の意見がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました2件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、議案第157号空き公共施設利活用促進条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第157号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第6、議案第158号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第158号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第7、議案第159号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第159号は、原案のとおり可

決されました。

- 議長（鈴木和夫君） 日程第8、議案第160号手数料条例の一部を改正する条例案から日程第11、議案第163号老人福祉施設条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第160号から議案第163号までの4件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第12、議案第164号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案及び日程第13、議案第165号工場等立地促進条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第164号及び議案第165号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第14、議案第166号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案及び日程第15、議案第167号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長委報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第166号及び議案第167号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第16、議案第168号郷土資料館条例の一部を改正する条例案及び日程第17、議案第169号本荘生活改善センター条例を廃止する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第168号及び議案第169号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第18、議案第170号物品（全身用X線CT装置）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第170号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第19、議案第171号市道路線の認定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第171号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第20、議案第172号公の施設の指定管理者の指定についてから日程第27、議案第179号公の施設の指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第172号から議案第179号までの8件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第28、議案第180号一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第180号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第29、議案第181号国民健康保険特別会計補正予算（第3

号) から日程第32、議案第184号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第181号から議案第184号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長(鈴木和夫君) 日程第33、議案第185号情報センター特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第185号は、原案のとおり可決されました。

○議長(鈴木和夫君) 日程第34、議案第186号介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(鈴木和夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第186号は、原案のとおり可

決されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第35、議案第187号下水道事業特別会計補正予算（第4号）から日程第38、議案第190号ガス事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第187号から議案第190号までの4件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第39、議案第191号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

- 5番（佐々木隆一君） 議案第191号、総務常任委員会の審査報告について、総務常任委員長に質疑いたします。

市長室ユニットバス問題の一連の経緯を、多くの市民が批判的に見えています。このようなことで、本市が全国ニュースになるとは思いもよりませんでした。ある人は、極論かもしれませんが、「金額の多少ではなく、市長辞職に値するぐらい道義上大きな問題で、許されないことだ」と怒っていました。このような厳しい意見もあるということ、市長並びに市当局は認識すべきであります。

委員長に質疑ですが、今、報告のあったほかに、もっと掘り下げた厳しい意見がなかったものかどうかお尋ねをするものであります。

以上です。

- 議長（鈴木和夫君） 総務常任委員長の答弁を求めます。16番大関嘉一君。

【総務常任委員長（大関嘉一君）登壇】

- 総務常任委員長（大関嘉一君） 5番議員の質疑にお答えいたします。

委員長報告どおりでございまして、そのほかに際立った意見はなかったかに記憶しております。

以上でございます。

- 議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君、再質疑ありませんか。

- 5番（佐々木隆一君） ありません。

○議長（鈴木和夫君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番伊藤岩夫君。

【3番（伊藤岩夫君）登壇】

○3番（伊藤岩夫君） 公明党の伊藤岩夫でございます。

私は、議案第191号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

本議案については、平成24年度から平成25年度にかけての本庁舎耐震改修工事の際に、議会に説明のないまま市長室の脇にユニットバスを設置したことが2年経過した今回判明し、市長及び市当局の説明責任義務不履行からその責任を表明し、市長の給料月額10分の1を2カ月、総務部担当副市長、以下副市長と言わせていただきます、の給料月額10分の1を1カ月減ずる内容であります。

私が、初めて市長室の脇にユニットバスを設置した事実を知ったのは、11月中旬の報道紙面を見た市民からの電話の問い合わせでありました。その後、11月24日の市議会全員協議会において、市長室にトイレつきユニットバスを設置した経緯と理由が当局から市議会議員全員に示されました。

その内容は、平成23年8月策定の本庁舎耐震・改修計画では、非常用設備の強化を図り、改修基本方針をもとにした庁舎の整備計画において、非常時及び通常時の会議等に迅速に対応するため、市長の執務する2階フロアに会議室を設置し、災害時の災害対策本部会議室としての機能を配備するとの説明、そして、当初から市長の健康管理や来客への適時適切な対応のため、トイレの設置を予定していたことが説明されました。

また、災害において、陣頭指揮後の公式行事への参加などを想定し、トイレ室単体の整備とトイレつきユニットバス設置の経費について比較した結果、本体工事で8万円の差額程度であるので、非常用設備の強化の一環としてシャワー機能を付加したとしています。さらに、「過去の災害対応などで24時間体制での対策本部対応があり、機能強化を図るためには必要が認められる」と説明しております。

当時、本庁舎耐震改修工事の際には、各フロアの既存トイレの改修は説明により認識はしていたものの、市長室へのトイレ設置の説明はありませんでした。報道によれば、市長は「職員が説明しているものと思っていた」ということで、当時の担当職員の対応についての処分も考えておりますが、本件は市長の健康管理を考えて行ったものであります。市長自身が認めたものであり、市長みずから説明責任を果たすべき案件であります。

現市長室のトイレの必要性については、市長室の近くに職員トイレがあるので、物理的によほどの理由がなければ必要性がないと思うのであります。また、シャワー機能については、災害時における市長の非常時使用を目的として設置するとしていますが、私は過去にそのような例を聞いたことがありません。また、災害時の緊急対応に当たる人は市長だけではありません。最前線で対応に当たる職員もおります。今回のユニットバスの設置は、その理由から市長独占のものであり、公私区分も曖昧性が残るものであります。

東日本大震災のある自治体の長は、被災直後から緊急対応に当たられ、お風呂はもちろんシャワーすら浴びる状況ではなかったと聞いております。震災後の避難所の状況は、自分よりも市民、自分より他人のことを第一義に考えるため、お風呂やシャワーを浴びている余裕はなかったと伺っております。お風呂に入ったとしても、災害避難当時はそれこそ避難者とともに泥の湯に入る状態だったそうであります。だからこそ、その必要があるように考えられますが、果たしてそうでしょうか。市民からの負託を受けたものとしてとるべき心情は、どこまでも弱者に寄り添う心であります。

さきにお電話をいただいた市民の方からは、「私は固定資産税を払う工面で大変です。私たちの税金は、市長のお風呂に使われるのでしょうか」との問い合わせをいただきました。お答えするすべがありませんでした。

市民への不信を買った罪は大きいと思います。また、市長は今回のてんまつについて反省すべき点があったと思います。それが、今回の追加議案提出のあらわれであります。市の最高経営責任者として、甚だ重い事案であります。当然のごとく、市長は今後、あらゆる市民との懇談等の場で、今回のユニットバス設置の件について説明を尽くしていくとしていますが、議会への説明責任不履行、市民への不信感を与えたことは免れません。

そこでまた、本議案で算出される市長と副市長の給与減額の総額は、試算で25万1,000円であります。市長室のトイレつきユニットバスの設置経費は、総額86万9,380円であります。本議案で算出される給与減額総額が、トイレつきユニットバス設置総額の3分の1程度であり、安易な妥協策といっても過言ではありません。今回の市長と副市長の給与減額の総額は、その責任の重さから、市長室トイレつきユニットバスの設置経費と同額程度にすべきと考えます。

以上のことから、議案第191号については否決すべきとして、討論といたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第191号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第40、議案第192号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第192号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第41、議案第193号一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

総務、建設両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第193号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第42、議案第194号情報センター特別会計補正予算（第5号）及び日程第43、議案第195号地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第194号及び議案第195号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第44、議案第196号（仮称）由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

総合防災公園整備特別委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第196号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第45、請願第3号TPP交渉に関する意見書提出についての請願を議題といたします。

産業経済常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により、継続審査の申し出があります。

この際、討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

- 5番（佐々木隆一君） 請願第3号TPP交渉に関する意見書提出についての請願は、継続審査でなく、今定例会で議論していただきたい旨、申し述べます。

TPP大筋合意は、決裂を避けるためのまやかしの合意であり、暫定文書は最終文書ではありません。10月に行われた条文確定作業は、意見が合わず終わりませんでした。今後、未決着な分野を解決した協定文書の作成と調印と各国の国会承認が残されています。

来年の大統領選挙を前に、ヒラリー・クリントン候補もTPP協定に不支持を表明するなど、大筋合意を歓迎する声は少数派、アメリカ議会に批准されなければTPP協定は潰れます。

安倍政権とマスコミは、TPPは一丁上がりで、今後の焦点は国内対策にあるとしていますが、経済専門誌が「TPPはゴールどころかまだスタート地点に立っていない」と言っているほど、これからの戦いでTPPは潰すことができます。

以上であります。

- 議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長の申し出どおり、これを継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって請願第3号は、継続審査することに決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第46、陳情第13号必要な医療・介護が受けられ安心して暮らせる年金制度など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情を議題といた

します。

教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により、継続審査の申し出がありました。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査することに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第13号は、継続審査することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第47、陳情第14号介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第14号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第48、陳情第16号憲法違反の安全保障関連法を廃止するよう関係機関への意見書提出を求める陳情を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により、継続審査の申し出がありました。

この際、討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第16号憲法違反の安全保障関連法を廃止するよう関係機関への意見書提出を求める陳情は、継続審査でなく今定例会で議論していただきたい旨、申し述べます。

安全保障関連法、戦争法とは、日本が海外で戦争する、武力行使をするための法律であり、地球上のどこでも米軍の戦争に参戦し、自衛隊が武力行使する仕掛けが何重にも施されています。1945年以來の世界の紛争犠牲者は数千万人に上り、第二次世界大戦に匹敵すると言われ、その中で自衛隊は1954年の創設以來、一人の戦死者も出さず、一人の外国人も殺してきませんでした。憲法第9条があったからであります。その第9条を破壊し、日本を海外で殺し殺される国にかえるのが戦争法なのです。

戦争法の具体化で、真っ先に戦地に行くのは若い自衛隊員であります。自衛隊員が死傷するだけではなく、紛争の犠牲者の9割は女性や子供を含む民間人であります。罪のない人々に銃口を向け、憎しみの連鎖を繰り返すことになるでしょう。

多くの犠牲者が出たパリ同時多発テロを初め、過激派組織、I Sなどによるテロの脅威は国境を越えつつあります。罪のない人々を殺すテロは許すことができません。同時に、戦争でテロはなくせないというのが、米国同時多発テロ以降の14年間の教訓であります。

日本国内のある調査でも、日本で8割の方が国内で大規模テロの可能性があると答えております。テロが世界に拡散する中、戦争法廃止は全ての国民にとって差し迫った課題でもあります。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長の申し出のとおり、これを継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって陳情第16号は、継続審査することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る11月27日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成27年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時34分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫

議 員 渡 部 聖 一

議 員 伊 藤 順 男